

1. 制度の概要

(1) 障害福祉サービスと障害児通所支援

■ 障害福祉サービスの種類

障害者総合支援法に基づくサービスで、下記の種類があります。

区分	種類	詳しくは
相談の支援	計画相談支援	17 ページ
	地域相談支援（地域移行支援）	18 ページ
	地域相談支援（地域定着支援）	19 ページ
在宅生活の支援	居宅介護	21 ページ
	重度訪問介護	22 ページ
	重度障害者等包括支援	23 ページ
移動の支援	同行援護	26 ページ
	行動援護	27 ページ
日中活動の支援	生活介護	29 ページ
	自立訓練	30 ページ
	就労移行支援	31 ページ
	就労継続支援（A型）	32 ページ
	就労継続支援（B型）	33 ページ
	就労定着支援	34 ページ
	療養介護	35 ページ
	短期入所	36 ページ
居住の支援	共同生活援助（グループホーム）	42 ページ
	施設入所支援	43 ページ
	自立生活援助	44 ページ

■ 障害児通所支援の種類

児童福祉法に基づくサービスで、下記の種類があります。

区分	種類	詳しくは
相談の支援	障害児相談支援	20 ページ
児童の支援	児童発達支援	45 ページ
	医療型児童発達支援	46 ページ
	居宅訪問型児童発達支援	47 ページ
	保育所等訪問支援	48 ページ
	放課後等デイサービス	49 ページ

■主な手続き

①相談・申請	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請してください。 《必要なもの》 ◎申請書（押印が必要） ◎個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例．障害者手帳）など
②計画相談	申請者から相談支援事業者（109～110 ページ）にサービス等（障害児支援）利用計画案の作成を依頼してください。
③調査	市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。
④支給決定	障害支援区分（※）やサービスの量・利用者負担上限月額などを決定して、市から申請者にサービス受給者証を交付します。
⑤サービス等利用計画などの作成	本人の同意を得たうえで、相談支援事業者がサービス等（障害児支援）利用計画を作成して市に提出します。
⑥サービスの利用	利用者はサービス提供事業者（111～126 ページ）と契約し、サービスを利用したときは、利用者負担額をサービス提供事業者にお支払いください。
⑦モニタリングの実施	一定期間ごとに利用者の状況を確認し、必要に応じて利用計画やサービス内容などを見直します。

※障害支援区分：障がいのある方が必要とする支援の度合を総合的に示すもので、区分1～6段階に分けられ、どのような支援が必要となるかの指標になります。

■利用者負担額と所得要件

障害福祉サービス・障害児通所支援にかかった費用の1割と、入所施設の食費・光熱水費や通所施設の食費などの実費は、基本的に利用者負担ですが、利用者負担を軽減するため、下記の仕組みがあります。計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）・障害児相談支援については利用者負担はありません。また、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援については、満3歳になって初めての4月1日から3年間は利用者負担はありません。

①利用者負担上限月額

所得に応じて1カ月あたりの負担上限額が定められています。

利用者	判断する範囲	所得の状況	負担上限月額
共通	利用者の属する世帯	生活保護を受給	0円
障がい者	利用者と配偶者	市民税が非課税	0円
		市民税所得割額が合計16万円未満	9,300円
		市民税所得割額が合計16万円以上	37,200円

利用者	判断する範囲	所得の状況	負担上限月額
障がい児	保護者の属する世帯	市民税が非課税	0円
		市民税所得割額が合計28万円未満	4,600円
		市民税所得割額が合計28万円以上	37,200円

※課税世帯の入所施設(20歳以上)・グループホーム利用者については、利用者と配偶者の市民税所得割額が合計16万円未満でも、利用者負担上限月額は37,200円となります。

※課税世帯の入所施設(18～19歳)利用者については、保護者の属する世帯の市民税所得割額が合計28万円未満でも、利用者負担上限月額は9,300円となります。

②高額障害福祉サービス費

同じ世帯に障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者が複数おられたり、障害福祉サービスの利用者が補装具費支給事業などを利用されて、1カ月の利用者負担額の合計が一定額を超えた場合、申請によりその超えた額をお返しすることができます。

なお、申請には領収書などの提出が必要です。

③就学前児童の多子軽減措置

障害児通所支援を利用する未就学児または保育所などに通う児童が2人以上いる世帯で、2人目以降が障害児通所支援を利用する場合、申請により利用者負担額を軽減することができます。

なお、申請には領収書などの提出が必要です。

④入所施設の食費・光熱水費の軽減措置

「①利用者負担上限月額」が0円に該当する場合、手元に一定額が残るように実費の負担を軽減することができます。

⑤通所施設の食費の軽減措置

「①利用者負担上限月額」が0円・9,300円・4,600円に該当する場合、食費のうち人件費に相当する額の負担を軽減することができます。

⑥グループホームの家賃の軽減措置

「①利用者負担上限月額」が0円に該当する場合、家賃の負担を軽減することができます。

⑦生活保護への移行防止

サービス利用に伴う負担によって生活保護の対象となりそうな場合、生活保護の対象とならないよう利用者負担上限月額の引き下げや実費の負担を軽減することができます。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

(2) 介護保険サービス

■サービス利用における基本的な考え方

介護保険の対象者については、障害福祉サービスなど障がい者制度と同じ内容の介護保険サービスがある場合、基本的に介護保険サービスの利用が優先されます。

なお、介護保険サービスを利用するには、申請して要介護または要支援の認定を受ける必要があります。

■介護保険の対象者

申請できる方	サービスを利用できる方	
65歳以上の方	《要介護1～5》	《要支援1・2》
40～64歳で16の 特定疾病の方	日常生活の一部または全部に 介護が必要な方	生活機能の低下により、日常生活に支援が必要な方

※16の特定疾病：がん（末期）・関節リウマチなど

■障がい者制度より基本的に優先となる主な介護保険サービスの種類

種類	内容
訪問介護	自宅にヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつの介助や洗たく・掃除の援助などを行います。
訪問入浴介護	自宅に移動入浴車などで訪問し、入浴の介助などを行います。
通所介護	自宅からデイサービスセンターに送迎して、食事・入浴の介助や機能訓練などを行います。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事・入浴の介助や機能訓練などを行います。
福祉用具貸与	車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器などの福祉用具を貸し出します。
特定福祉用具販売	腰掛便座・入浴補助用具などの福祉用具購入費の一部を支給します。
居宅介護住宅改修	手すりの取り付け・段差の解消・滑りの防止などの小規模な住宅改修費の一部を支給します。

※障がい者制度と同じ内容の介護保険サービスがある場合であっても、サービス利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断したうえでサービスの提供を行います。

■担当窓口

介護保険制度＝南丹市高齢福祉課

電話：0771-68-0006／FAX：0771-68-1166

障がい者制度＝南丹市社会福祉課

電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166